

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

豊見城市職員の給与については、人事院および沖縄県人事委員会の給与勧告等に基づき条例および規則により規定されておりますが、民間同種との給与の乖離が大きいとの指摘がある技能労務職の給与について、点検を行いました。

本市の技能労務職の給与の現状および見直しに向けた取組方針を公表いたします。

1. 豊見城市技能労務職員の現状

(1) 職員数、平均年齢、平均給与及びこれに対応する民間従業員データ

| 区 分 | 豊見城市技能労務職員 | | | | 民 間 | | |
|-----|------------|-----|-----------|-----------|-------------|--------|-----------|
| | 平均年齢 | 職員数 | 平均給料月額 | 平均給与月額(A) | 対応する民間の類似職種 | 平均年齢 | 平均給与月額(B) |
| 調理員 | 43.6 歳 | 8 人 | 305,300 円 | 319,088 円 | 調理師 | 42.9 歳 | 185,200 円 |

【技能労務職員数の内訳 保育所調理員 2 人 給食センター調理員 6 人】

| 区 分 | 参 考 | | |
|-----|----------------|-------------|------|
| | 年収ベース（試算値）の比較 | | |
| | 豊見城市技能労務職員 (C) | 民間(沖縄県) (D) | C/D |
| 調理員 | 5,196,456 円 | 2,392,200 円 | 2.17 |

※「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における豊見城市技能労務職員の基本給の平均である。

※「平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養、住居、通勤、時間外など諸手当の額を合計したものである。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査（賃金センサス）において公表されているデータ（平成16年～平成18年の平均）から、「沖縄県」のデータを使用している。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「豊見城市技能労務職員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、豊見城市技能労務職員においては前年度に支給された期末・勤勉手当の平均支給額、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 年齢別職員数

| 区 分 | 20歳 | 20歳 | 24歳 | 28歳 | 32歳 | 36歳 | 40歳 | 44歳 | 48歳 | 52歳 | 56歳 | 60歳 | 計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| | 未満 | 23歳 | 27歳 | 31歳 | 35歳 | 39歳 | 43歳 | 47歳 | 51歳 | 55歳 | 59歳 | 以上 | |
| 調理員 | 0人 | 0人 | 0人 | 2人 | 1人 | 1人 | 1人 | 0人 | 0人 | 0人 | 3人 | 0人 | 8人 |

(3) その他給与に関する事項（給料表、手当、昇給昇格基準等）

| | |
|--------|---|
| 【給料表】 | 国の行政職給料表（二）を適用 |
| 【手当】 | 扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、休日勤務手当、 期末手当、勤勉手当 |
| 【昇給基準】 | 毎年1月1日に前1年間の勤務成績に応じて、4号給（57歳を 超える場合は2号給）を標準として昇給 |

2. 給与の見直しに関する基本的な考え方

国や県および近隣市町村など他団体の動向を注視しながら、見直しの必要があれば検討をしていく。

3. 今後の具体的な取組内容

昇給の基準について、技能労務職員も含め全職種を対象とした人事評価制度を導入し、評価を昇給等に反映させていくこととする。

4. その他の取り組み

技能労務職員については退職者不補充を実施してきたが、今後も引き続き新規での職員採用はおこなわず、人員の補充については非常勤化で対応する。

(1) 職員数の削減

| 年 度 | 定年退職者数 | 在職者数 |
|----------|--------|------|
| H9～H18年度 | 8人 | 8人 |
| H19年度 | 1人 | 7人 |
| H20年度 | 0人 | 7人 |
| H21年度 | 1人 | 6人 |
| H22年度 | 1人 | 5人 |

これまで技能労務職員については、退職者不補充の方針のもと非常勤化に取り組んできた。

保育所調理員は平成21年度の退職者をもって完全非常勤化となる。給食センター調理員については、平成22年度退職者までは非常勤化で対応する考えである。

(2) 若年層現業職員の職種変更

若年層の技能労務職員については、行政職への職種変更も視野に置いて検討する。

(3) 民間委託の検討

給食センターの運営については引き続き直営の方針であるが、退職者不補充による職員数の減少などにより将来的には民間委託の検討は不可欠であると考え。今後、コスト面や品質面の比較等、民間委託に関する調査検討を進めていく。